

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務
②事務の概要	杵築市は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で利用する。 ①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務 ③杵築市特定公共賃貸住宅条例第11条第7項の入居の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ④杵築市特定公共賃貸住宅条例第15条第1項の家賃の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤杵築市特定公共賃貸住宅条例第17条及び18条の家賃及び入居者負担額の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥杵築市特定公共賃貸住宅条例第20条第1項の敷金の徴収に関する事務 ⑦杵築市特定公共賃貸住宅条例第30条の同居の承認の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧杵築市特定公共賃貸住宅条例第33条第1項の明渡し請求に関する事務
③システムの名称	1. MICJET番号連携サーバ 2. 中間サーバー 3. 公営住宅管理システム（以下庁内連携事務） 4. 総合滞納管理システム 5. 児童手当システム 6. 児童扶養手当システム 7. 特別児童扶養手当システム 8. 生活保護システム

2. 特定個人情報ファイル名

住宅管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表の93の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第46条の3 3. 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。）第4条第1項及び別表第2の14の項（庁内連携事務）
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表の124の項（情報提供の根拠） なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設課
-----	-----

②所属長の役職名	建設課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL0978-62-1801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL0978-62-1811
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	次の事務取扱者への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I 関連情報 1 ②事務の概要	①家賃の減免・徴収猶予に関する事務 ②家賃の減額に関する事務 ③入居申込みに関する事務 ④同居の承認に関する事務 ⑤名義変更の許可に関する事務 ⑥住宅の明渡し請求に関する事務	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号)第二十八条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報 3法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の61の2の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の61の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条の3	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の85の2の項	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の85の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第43条の4	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報 5 ②所属長	建設課長	建設課長 羽田野 陽 一	事後	
平成29年7月20日	IIしきい値判断項目 1 時点の計数	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月20日	IIしきい値判断項目 3 時点の計数	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月27日	I 関連情報 1 ②事務の概要	杵築市は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で利用する。 ①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務	杵築市は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で利用する。 ①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務 ③杵築市特定公共賃貸住宅条例第11条第7項の入居の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ④杵築市特定公共賃貸住宅条例第15条第1項の家賃の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤杵築市特定公共賃貸住宅条例第17条及び18条の家賃及び入居者負担額の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥杵築市特定公共賃貸住宅条例第20条第1項の敷金の徴収に関する事務 ⑦杵築市特定公共賃貸住宅条例第30条の同居の承認の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧杵築市特定公共賃貸住宅条例第33条第1項	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報 1 ③システム名称	1. MICJET番号連携サーバ 2. 中間サーバー	1. MICJET番号連携サーバ 2. 中間サーバー 3. 公営住宅管理システム（以下庁内連携事務） 4. 総合滞納管理システム 5. 児童手当システム 6. 児童扶養手当システム 7. 特別児童扶養手当システム 8. 生活保護システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月27日	I 関連情報 3 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の61の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条の3	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の61の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条の3 3. 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表第2の14の項(庁内連携事務)	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報 5 ②所属長の役職名	建設課長 羽田野 陽 一	建設課長	事後	
平成30年9月27日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年9月27日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	IVリスク対策	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	
令和3年11月26日	I 関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の85の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第43条の4	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の85の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第43条の4	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 1 時点計数	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和4年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 2 時点計数	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和4年11月4日	Ⅳリスク対策 8 監査	[] 外部監査	[○] 外部監査	事後	
令和5年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 1 時点計数	令和4年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 2 時点計数	令和4年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月15日	Ⅳリスク対策 8 監査	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	
令和7年1月27日	Ⅰ関連情報 9規則第9条第2 項の適用	—	新様式による追加	事後	
令和7年1月27日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の61の2 の項 2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府、総務省令第5号)第46条の3 3. 杵築市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下 「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表 第2の14の項(庁内連携事務)	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平 成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の 93の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第46条の3 3. 杵築市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下 「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表 第2の14の項(庁内連携事務)	事後	
令和7年1月27日	Ⅰ関連情報 4情報提供の利用 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の85の 2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府、総務省令第7号)第43条の4	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2 条の表の124の項	事後	
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 1 時点計数	令和5年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 2 時点計数	令和5年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 8人手を介在さ せる作業	—	[○] 人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策11最も優先度が 高いと考えられる対策	—	9) 従業員に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策11最も優先度が 高いと考えられる対策 当該	—	[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IVリスク対策11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	次の事務取扱者への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修	事後	